

～多摩区の行政書士が提供する～

自筆でもお手軽に出来る

会員制遺言預かりサービス

サービスの特徴

自筆遺言もお預かりします。そのため、何人にも中身を知られないことが可能です。多摩区内の金融機関の貸金庫で保管しますので、公正証書を要件とせず手軽で安全も兼ね備えています。

オプション。推定相続人の特定や、遺言作成のアドバイスも行います。音声や動画ファイルをネット上におかず、カード媒体でお預かりします。(遺言としての法的効力はありませんが、ご自分の言葉で「気持ち」を伝えることができます。)

当事務所は不動産業を核としたグループの一員です。信託銀行や弁護士法人は敷居が高いが、一代限りの士業(サムライ)では不安、公証役場は気が重いとお考えの方の気持ちに寄り添います。

費用

ネバーエンディングカフェの会員となっていただきます。

会費 月額1,000(年12,000円前払い)

遺言預かりサービス(預かり時、差し替え時 3,000円)

その他会員向けサービス

車庫証明 1,000円

パスポート(旅券)申請 1,000円

不動産売却時の仲介手数料 2% + 消費税

(3000万円売却の場合 36万円のコスト削減)

主催

行政書士柘形山法務事務所

ドリームスコーポレーション株式会社 宅地建物取引業 神奈川(4)22247

ネバーエンディングカフェとは

身近な法務、不動産に関するサービスを会員制で提供します。

公正証書遺言と自筆遺言

自筆遺言書は本人が書いたことを確認する意味での家庭裁判所の検認を受ければ、公正証書遺言とほぼ同等の効力を持ちます。

公正証書の方が優れているのは、公証役場で保管することと、相続開始後に相続人が遺言書の有無および内容を知ることが出来ます。そういった意味では、公正証書遺言を第三者に預けることは、あまり意味があることではありません。

また、遺言は作成後、相続人の増減や、預貯金、不動産の増減も想定され、場合によっては書き直しの必要が生じます。このようなときに、手間や費用がかかることは、更新(書き換え)を先送りにしてしまう原因ともなります。

当事務所の遺言預かりサービス

相続開始後、ご指定の方に遺言の存在をお知らせしたうえで、直接お渡しいたします。ご指定の方には、予めご了解いただくことも、秘密にすることも可能です。ただし、秘密にした場合には、定期連絡の実施により、秘密が漏れる恐れもあり、当事務所は相続開始を知る必要があるため、個別の事情を踏まえた対応を致します。つまり小回り融通が利くことを心がけています。

お問い合わせは **～森の法律家～** 行政書士枳形山法務事務所

所在地	川崎市多摩区枳形4-14-3 三峯神社前
電話	050-5580-6156
FAX	050-3737-1905
メール	masugatayama@e-daisyoya.com
営業時間	8時から19時 不定休